

入札・契約制度の改正について

本市の入札・契約制度については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨、平成18年7月に具申のあった本市入札適正化委員会からの意見を踏まえ、これまで入札・契約事務の透明性、競争性の促進及び不正行為の排除の徹底を図るなど、必要な見直しを行ってきた。

先の世界的な金融・経済危機が今なお予断を許さない状況にある中、これまで以上に「公正な競争の促進」「不正行為の排除の徹底」及び「品質の確保」に努め、ひいては市内建設業界の健全な発展に資するよう、入札・契約制度の適正化を図るとともに、地元建設業の振興と地域経済の活性化に配慮し、次のとおり平成22年4月1日から改正する。

記

1 条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大

地方自治法では130万円以上の案件での実施が原則となっていることから、対象範囲を段階的に引き下げ、指名競争入札は将来的に原則廃止とする。

	22年度	現 行
建設工事	5百万円以上	1千万円以上
業務委託	5百万円以上	1千万円以上

参加資格（建設工事請負業者選定要綱に基づく発注基準）

工 種	5	7	8	10	15	20	25百万円
土 木	C + B	B		B + A		A	
建 築	C		C + B	B	B + A		A
電 気 管	B + A				A		
他工事 委 託	格付けなし						

建築一式工事の取扱い

建築一式工事については、各等級の登録業者数が少ないので、競争性を確保するため、参加資格を次のとおりとする。

金額(万円)	参加資格	発注基準
2,500～	A	A
1,500～2,500	A+B	A+B
1,000～1,500	<u>A+B</u>	B
800～1,000	B+C	B+C
500～800	<u>B+C</u>	C

2 電子入札の推進

平成21年6月から導入したが、参加対象業者及び市職員とも円滑に執行している。今後は、新たに対象となる業者の準備状況等を確認しながら、可能な限り前倒しにより推進する。

工種	H21	H22	H23	H24
土木	A・B級一般 1千万円以上	一般 1千万円以上 一般 500万円以上	一般 1千万円以上	一般 1千万円以上 一般 500万円以上
建築	A級、一般 250万円以上		一般 500万円以上	
電気	A級、一般 150万円以上		指名 130万円以上	
管	一般 1千万円以上		一般 1千万円以上	
造園	一般 1千万円以上		一般 500万円以上	指名 130万円以上
舗装			一般 1千万円以上	
その他			一般 500万円以上	
委託			一般 500万円以上	

*平成22年度に新たに対象となる業者の架空案件テストを実施した後に対象範囲を拡大する。

3 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の見直し

中央公共工事契約制度運用協議会モデルの改正に伴い、見直しをする。

改正	現 行
直接工事費の 95%	直接工事費の 95%
共通仮設費の 90%	共通仮設費の 90%
現場管理費の <u>70%</u>	現場管理費の 60%
一般管理費の 30%	一般管理費の 30%
+ + + = 価格	+ + + = 価格
工事価格の <u>9/10</u> を超える場合は <u>9/10</u> を乗じて得た額、 <u>7/10</u> に満たない場合は <u>7/10</u> を乗じて得た額	工事価格の 8.5/10 を超える場合は 8.5/10 を乗じて得た額、2/3 に満たない場合は 2/3 を乗じて得た額
建築工事及び設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に <u>9.5/10</u> を乗じて得た額を用いる。	建築工事及び設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に 9/10 を乗じて得た額を用いる。

* 低入札価格調査制度における基本調査の数値的判断基準を改める。

	改正	現行
直接工事費の	75%	75%
共通仮設費の	70%	70%
現場管理費の	<u>70%</u>	60%
一般管理費の	30%	30%

4 条件付き一般競争入札で参加申請者が 2 者に満たない場合の取扱い

条件付き一般競争入札の当初公告において、入札参加者が 2 者に満たない場合、入札を中止することとしていたが、条件付き一般競争入札は入札参加者が 1 者でも入札を執行できるとされていることから、入札参加者が 1 者の場合であっても入札を執行する。

5 公共工事等からの暴力団員等の排除の徹底

平成22年3月5日、足利市長と足利警察署長は、本市が行う公共工事等からの暴力団員等の排除の手続きについて、合意書を締結した。

従来は建設工事に限り、入札参加業者の暴力団員等に対する不正利用、金品授与、密接な交際等が確認された場合、指名停止措置を講じることとしていたが、その対象を建設工事の他、測量・建設コンサルタント業務、役務提供、物品・資材調達及び市有財産売却等（公共工事等）に拡大するとともに、公共工事等の契約者及び契約者となり得る者が暴力団員等による不当要求又は不当妨害を受けた場合、「警察への通報」「捜査上の必要な協力」「市への報告」を義務付け、これを怠った場合は指名停止等の措置を講じることとした。